

交通政策審議会海事分科会第49回船員部会

平成25年12月20日

【松澤安全衛生室長】 それでは、皆様おそろいですので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第49回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の松澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中12名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。資料番号につきましては、右上に記載させていただきます。

資料1としまして、「「2006年の海上の労働に関する条約」準備状況について」が2枚ございます。次に資料2としまして、「海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについて」が1枚ございます。資料は行き届いておりますでしょうか。

以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。本日は、落合部会長が所用によりご欠席のため、竹内部会長代理に司会進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【竹内部会長代理】 竹内でございます。本日は落合部会長がご用事ということで、私がかわりに進行を務めさせていただきます。本日は年末のお忙しいところお集まりくださいます、どうもありがとうございます。

では、議事はお手元にございますとおりで、早速議事を進めてまいりたいと思います。

議題1の「海上労働条約の現状について」につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【田中船員政策課課長補佐】 船員政策課の田中でございます。

それでは、海上労働条約の現状につきまして、簡単にご報告させていただきます。資料1、「「2006年の海上の労働に関する条約」準備状況について」と題した資料をごらんください。海上労働条約につきましては、8月の船員部会において一度現状をご報告させていただきましたので、本日はその後の状況について簡単にご報告させていただきますと思います。

海上労働条約は、船員の労働条件、例えば休息时间等について規定した条約でございます。昨年、発効要件である30カ国以上の批准、及び全世界の商船船腹量33%以上との要件を満たしましたので、本年の8月20日に発効いたしております。日本は本年の8月5日に条約を批准いたしましたので、同条約の規定に基づきまして、日本で海上労働条約が発効するのは批准から1年後となる来年8月5日を予定しております。そのため現在は批准国でのポートステートコントロールで、我が国の外航日本籍船が不利益をこうむらないように、条約に基づきました相当海上労働証書の発給を本年5月から行ってございまして、12月20日現在で210隻に対して海上労働証書を発給しております。資料には昨日付で209隻となっておりますけれども、本日さらに1隻に対して証書を発給いたしましたので、本日付で210隻となっていることをご報告いたします。

また、日本籍外航船が既に条約が発効している国、例えばシンガポール、オーストラリアといった国の寄港国検査で航行停止などの重大な不利益を受けた例は、12月20日時点で特段生じていないということをご報告いたします。

海上労働条約は、国際労働機関の条約の中でも唯一ナンバリングされていない、船員の労働条件の改善を図る非常に重要な条約であると認識しておりますので、引き続き、日本で発効する来年の8月5日に向けて関係者と連携いたしまして、万全の対応を期していきたいと考えております。

なお、同条約の批准国は、前回ご報告した8月には30カ国となっておりますが、現在は50カ国にまで増加しております。

資料の2ページに、現在、海上労働条約を批准している国のリストを添付しておりますので、そちらはご参考までにごらんくださればと思います。

以上、簡単ではございますけれども、海上労働条約の準備状況についてご報告いたしました。ありがとうございます。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご報告につきまして、質問等はございますでしょうか。お願いします。

【高橋臨時委員】 現在、海上労働条約の批准に伴う船員法の一部改正が実施され、指導されていると思うのですが、その指導の進捗状況がわかるのであれば教えてください。

【田中船員政策課課長補佐】 船員法の改正につきましては今年もう終了しております。

【高橋臨時委員】 1年間の指導期間ということで私は理解しているのですが、その指

導期間の中で何か問題になるような点がなかったのかどうか、その辺を教えてくださいらばと思うのですが。

【田中船員政策課課長補佐】 その点につきましては、関係課が多岐にわたりますので、また調べて次回報告させていただきたいと思います。

【竹内部会長代理】 よろしゅうございますでしょうか。

【高橋臨時委員】 はい、結構です。

【竹内部会長代理】 この件につきまして、ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

【立川臨時委員】 寄港国検査において問題が生じた事例なしということの報告を受けたわけですが、実際に寄港国検査を受けた船は何杯ぐらいあったのですか。その報告はあるんですか。

【田中船員政策課課長補佐】 現在、日本では条約が発効していないため、日本ではP S Cは実施されておられません。

【立川臨時委員】 公表することについて何か問題があるんですか。

【田中船員政策課課長補佐】 今、日本でまだP S Cは行っておりませんで、各国……。

【立川臨時委員】 いや、「日本籍外航船が」ということで説明されたので、日本籍船に限って言えばどういう実態があるんですかということです。

【田中船員政策課課長補佐】 念のためもう一度確認して、次回ご報告したいと思います。

【多門船員政策課長】 現時点で船の実際のオペレーションを含めて、関係の団体、N Kさんを含めて、その部分はウオッチさせていただいておりますが、実際に小さなものも含めて全てが受けたかどうかというところまでは聞いておりません。現時点で我々のほうに上がってきている範囲内では、そういった事例は生じていないということだけ承知しておりますので、その部分については改めて確認をとれるものはとりまして、場合によっては、年度単位でまとめたりとか、そういう各国との関係についてはそれもありませんので、いずれにしても整理した上でご報告したいと考えております。

【竹内部会長代理】 よろしゅうございますでしょうか。

【立川臨時委員】 はい。

【竹内部会長代理】 では、次回、正確なことを確認して、ご報告いただくということにしたいと思います。

この件、ほかにはいかがでしょうか。

では、ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

議題2の「海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについて」、事務局からご報告をお願いいたします。

【春名国際業務調整官】 船員政策課の春名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料2をごらんください。「海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについて」でございますが、まず、概要の2番目の○のところでございます。本取扱いは、平成に入ってクルーズ事業が盛んになりつつある中で、外航客船業者から、マルシップによって外国人船員が配乗されたまま内航輸送を行いたいという要望がございました。これには外国人労働者の受け入れ問題などの課題があったことから、有識者や官労使により構成された検討会を設置しまして検討を行った結果、通達を整備することとなりまして、平成3年8月以降、運用してきたということでございます。

この平成3年の通達の中身でございますが、通常、外航クルーズ客船であれば、ベッドメイキング、食事の給仕といったサービス業務は、外国人船員もマルシップ船であれば行えるのですけれども、国内運航の場合には、そうしたサービス業務を外国人船員が行うことは認められておりません。しかし、外航クルーズ客船が外航クルーズと外航クルーズの運航の間、30日間という短期間に限って国内クルーズを行う場合には、わざわざ外国人から日本人にませかえることなく、外国人のままでサービス業務を行えるという運用にしたものでございます。

上から3番目の○のところでございますが、また、一番下の乗組員構成の表もあわせてごらんいただければと思います。今般、外航クルーズ客船が短期間に限り国内クルーズを行うという場合に、サービス要員に限っていた外国人船員の業務範囲を運航に携わる部員にまで拡大するということが労使間で合意がなされました。それを受けまして、日本船主協会、日本外航客船協会から通達改正の要望がございまして、海事局においても、平成3年の検討時のメンバーである業界団体等に意見を伺いつつ、慎重に検討しました。その結果、現に在籍する日本人船員の雇用などに十分配慮され、また外航クルーズ事業の活性化につながることから、要望に沿った形で制度改正を行うことにしたものでございます。

以上、海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについてのご報告でございます。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局よりのご報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、その次にまいりたいと思います。

今日の議題はこの2つでございまして、これで予定された議事については全て終了ということになりました。しかしながら、前回の船員部会で継続審議になっていました派遣事業の許可について、事務局から何かございますでしょうか。

お願いします。

【松澤安全衛生室長】 船員政策課の松澤でございます。

前回の第48回船員部会におきまして継続審議となりました船員派遣事業の許可に係る諮問につきましては、環境整備にさらに時間が必要ということから、申請者の東播倉庫株式会社から取り下げの申し出がございました。そのため、委員の皆様には大変恐縮でございますが、諮問につきましても取り下げることといたしたいと存じます。

以上です。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、第48回船員部会で意見を求められました船員派遣事業の許可については、申請者である東播倉庫株式会社から取り下げの申し出がありましたということから、船員部会における審議は終了することにいたしまして、その旨を海事分科会長にご報告したいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹内部会長代理】 はい。では、特にご異議ないようでしたら、そのようにいたしたいと思います。ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

【森田臨時委員】 全日本海員組合の組合長代行をしております森田と申します。今後ともよろしくお願いいいたします。

私から質問を1点させていただきたいと思います。昨年3月に船員(海技者)の確保・育成に関する検討会の最終取りまとめが行われた。この中でお話をされた内容としては、例えばステークホルダー間の連携であったり、船員教育の質的な向上であったりとか、受益者負担の問題であったり、このあたりが主な議題として論議され、その論議を踏まえた中での最終取りまとめだということでございます。これにつきましては、現

在もフォローアップがなされているところであります。

一方、その取りまとめに当たって、私どものほうから、質的な論議だけではなく量的な確保についても論議をすべきなのではないかという指摘を再三にわたってしております。それにつきましては、最終取りまとめの段階で国交省、当時の参事官から、量的な確保についても非常に重要な問題であるので、これも官労使、あるいは関係者間で調整した上で、オンテーブルといたしますか、しかるべき検討会を設けたいというようなお話で終わっているかと思えます。以来1年9カ月になるわけですが、まだこの検討会の立ち上げに至っていない状況にあると認識しております。その中で、もちろん我々もその間、黙って時間を過ごしていたわけではありませんで、国土交通省に対しては早く開催をしていただきたいというような話を再三にわたってしてきたわけでございます。その中で事務局からは、関係者の調整がつかないんだというようなことが、これまた再三にわたって回答としてあったわけでございます。

そういう状況が現在の状況であると認識しているわけですが、この関係者というのは、ざくばらんに申し上げて船協さんだというような理解もできるわけで、事務局のほうには、昨年3月に取りまとめられた際に国交省から考えが示されましたけれども、その考え方、あるいは今後の進め方については、その取りまとめの中で話をされた内容のおりでもよろしいのかどうかという再確認をしたいのとあわせて、なぜ船協さんがこの開催についてためらわれているのか、色よい返事をされないのかということについて、この際ですからお伺いしたい。また、伺った後で、量的確保についてもしかるべき検討会を設けて、官労使で検討に入りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【竹内部長代理】 ありがとうございます。

では、いろいろ確認事項というようなことでございますから、まず事務局からご回答お願いできますでしょうか。

【春名国際業務調整官】 ご指摘のあった事項でございますが、3月にご意見をいただいて、今年の5月に関係者で一旦集まったということはしているところでございますが、先ほどおっしゃったとおり、外航日本人船員数のフォローアップの仕方につきましては、関係者に働きかけをしているところではございますが、関係者それぞれの考えがあり、なかなか折り合えない状況でございます。我々といいたしましても重要な課題だと認識しておりますので、引き続き関係者と相談の上、検討してまいりたいと考えておるところ

でございます。

【森田臨時委員】 今の5月に集まったというのは、どういう内容で集まった会議のことを言われているんですか。

【春名国際業務調整官】 事務レベルで一旦集まるということをして、そういう場を設けているところがございます。船協さん、全日海さん、当課ということで、事務レベルで一旦集まってという経緯がございます。

【森田臨時委員】 それは量的確保に関する検討会の立ち上げに向けた事務局間の折衝だということですか。

【春名国際業務調整官】 そのとおりでございます。

【多門船員政策課長】 私もその場に出ておりましたので、若干補足を申し上げます。

私ども、こういった官労使含めた検討の場を設けることに関しては、どのような形でどのような位置づけになるのかということで、事前に水面下でいろいろ打診をさせていただく中でも、かなり見解に開きがございました。昨年の議論からちょうど1年経過いたしましたして、今年の5月、担当者のレベル、船主協会さん、全日本海員組合さんそれぞれから、会合というよりはむしろ状況をお聞きする、ヒアリングをするという形で三者に同一の場に集まっていたいただきまして、双方のやり方も含めた見解、私どもとしてもそういったところはきっちり合意をされれば、こういった場を設けることに関しては特に問題はないと考えておりますけれども、その場においてもかなり見解に開きがあったということ。それから、三者と申し上げても、やはり相手方がある話でございまして、関係者が合意した上で開かれるというのが基本であると考えておりますので、そういった状況になっているということでございます。

【竹内部会長代理】 お願いします。

【鈴木臨時委員】 日本船主協会の鈴木でございます。

組合さんからお話しされました件、私ども日本船主協会としては、外航日本人船員の確保に向けて関係各位と協力しながら、加盟各社の積極的な採用に向けた後押しをするという立場でずっと動いているわけで、そういう意味で、森田さんからお話が出ました量的確保についても話し合いをするということについては、対応していきたいと思っております。ただ、ご理解いただけたと思いますけれども、会員各社それぞれのお立場、採用に関する考え方の違い、現在の状況等々によって、これまでなかなか調整がつかなかったというふうに私は伺っております。今日のお話を踏まえまして、再度、会員

各社と話し合いを進めていきたいと思っております。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【森田臨時委員】 それは今後、量的確保の検討に向けて前向きな方向で検討されるということでよろしいでしょうか。それは事務局、国交省も、今の船協の副会長発言を踏まえて、今後早急に調整していただけるということでよろしいですか。

【鈴木臨時委員】 先ほども申し上げましたように、私どもとしては会員の皆様に、確保に向けての話し合い、協力を求めるという立場でございます。それに対して、会員各社がどういう形で反応してくるかというところまでは、私は今この場ではお話しできないということでございます。

【多門船員政策課長】 ちょっと慎重を期したいと思います。今、使用者側の鈴木委員からありましたお話につきましては、もう少しやり方、今の話ですと会員各社さんとの関係等もございますので、今日いただいた、新しく一步進んだような部分も解釈によってはあろうかと思っておりますので、そこを含めて私ども再度調整をさせていただく。ただ、どのような進め方にするのか、どういう位置づけにするのか、あるいは既存の労使間の話し合いの場等を活用するのかといったところも含めて、やり方等差異がございますので、まずは事務的に、今年5月に行ったと同様な形のものを含めて進め方については検討させていただきたいと考えております。

【森田臨時委員】 先ほど申し上げましたように、昨年3月の取りまとめからもう1年9カ月たっておりますので、できましたらこの場である程度期限を切っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【多門船員政策課長】 申しわけございません。その点も含めまして、相手方もある話でございますので、そこはご発言があればとは思いますが、そういったところも踏まえながらというのが事務局の立場でございます。

【鈴木臨時委員】 先ほどから申し上げますように、採用そのものは各社の経営の専権事項でございまして、そこを私のほうから軽々にいつまでというようなことはこの場で申し上げることはできないことをご理解いただきたいと思います。

【竹内部会長代理】 というご回答ですが、いかがでしょうか。

【森田臨時委員】 いずれにしても国交省のほうでまた汗をかいていただいて、できるだけ早急に1回、量的確保に向けた検討会がどんな形であれ立ち上がるような形で、期限が区切れないということであれば、できるだけ早急ということで結構ですから、で

きるだけ速やかに対応していただきたいと思います。

【多門船員政策課長】 その点については、どういった形にするのか、検討会とおっしゃいましたが、検討の場ということになると思うのですが、そこも含めまして、労使間がしっかり歩み寄れて話ができるものを私たちも追求させていただくという立場だろうと考えております。

【森田臨時委員】 いずれにしても、これは労使間の問題ではなくて、国、国交省が主宰した検討会での国交省の参事官の発言ですから、労使の問題にせずに、量的確保策については国が主導で検討していただきたいと思います。

【多門船員政策課長】 ご指摘の点について言葉足らずの点がございました。こういう場について、相手方がしっかりテーブルに着くという進め方等の問題も我々は重要だと考えていまして、その点についてはちょっと開きがあるという認識がこれまでございましたので、労使間でしっかり歩み寄っていただくことが基本だということがございます。決して官の側で全くそこに尽力しないとか、そういうことはございません。

【竹内部長代理】 ありがとうございます。

この件につきまして、ほかにはよろしゅうございますか。

【平岡臨時委員】 海員組合国内部の平岡と申します。私から1件、聞きたいことがありますので、よろしく願いいたします。

まず、本四架橋、東京湾アクアライン関連のフェリー・旅客船の航路存続と雇用問題ということでお尋ねしたいと思います。

既に皆さんご承知のように、新たな高速道路料金が国土交通省の主導で進められてきているということで、この辺につきましては国土幹線道路部会で新たな高速道路の料金政策が決められるという形で、その中には全国共通料金制度が入っております。ただ、8月の国土幹線道路部会で中間答申が取りまとめられております。その中で本四架橋、アクアラインなどの架橋関連の通行料金については、競合するフェリー・旅客船の運賃も十分配慮して決定したいというふうな話になっていたと記憶しております。

そういう中にありまして、国土交通省としては、年内にも新たな通行料金を決定するとしております。そこで、伊勢湾岸道路の108.1円が基本となって、今後の新たな料金が決定されることになったと情報が入っております。例えば、これを本四架橋の瀬戸中央道に置きかえますと、現行基本料金が4,100円から2,200円に切り下げられる。それで、平日通勤が2,050円、土休日・祝祭日においては1,900円になると

いうことです。また、同じくアクアラインにおきましても、現行の基本料金を大幅に引き上げて、なおかつ、今、800円をやっておりますけれども、これを引き続き国も支援しながらやるということです。

アクアラインにつきましては、並行する航路として久里浜から千葉県の新金谷に航路があります。そこに対する影響も極めて大きいということで、今回、基本料金の大幅な引き下げと割引により、競合する航路では航路維持が極めて厳しくなることが予想される。また、そこで働く船員の雇用不安が発生することが予想されるということです。

このような状況下でございますけれども、航路への影響調査、残存率の調査の実施、また今回の国の政策によって航路廃止に追い込まれないよう、航路の維持、雇用維持ができるように国の対策を講じていただきたい。

以上です。

【竹内部会長代理】 今の件につきまして、いかがでしょうか。

【寺川内航課課長補佐】 内航課の寺川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまいただきました本四高速道路料金についての動向、及びそれに対する対応でございますが、まずフェリー等におきましては、景気の低迷、また精査が必要なものの高速道路料金によるものと見られる影響もございまして、近年経営が悪化してございます。私どもとしては、フェリー等の競争力向上等を図るために、環境または燃費向上などに資するというような予算及び税制等によりまして、事業者の皆様の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【平岡臨時委員】 ちょっと、よくわかったような、わからないような話ですけども、それは支援と言っても環境、燃費向上というふうな話なんですよ。申し訳ないが、この高速道路の料金の問題は今に始まったことではないんです。前政権時代も含めて、高速道路の道路偏重政策についてはずっとやられてきて、フェリー・旅客船については極めて厳しい状況に陥っています。我々もしくは事業者のほうも、その政策は政策でいいが、ただ、国の施策でやるわけですから、航路が維持存続できるような、それに対するセーフティネットをどのように張ってくれるのかということ再三にわたって今までやってきましたが、実際、具体的に見えるものがない中で、今回そうやって新たに橋の関係の高速道路料金が大幅に下げられるということであれば、ますます事業者の経営環境は厳しくなるわけで、多分、航路廃止とかにつながってくる可能性があります。今言っ

たような支援のお話だけでは、航路の維持・存続ができない、ましてやそこで働いている船員がいるわけですから、その雇用不安がますます募ってくるということで、その辺の対策も含めて、国としてきちっと航路の維持・存続ができるような対策を講じてほしいということです。

【寺川内航課課長補佐】 お話はしっかり承っていきたいと思っております。

【平岡臨時委員】 では、国交省としても、その辺についてはきっちり状況を見ながら、それに対する施策をやっていただけると、そういう理解でよいですか。

【寺川内航課課長補佐】 引き続き予算、また税制等の支援、共有建造などを持ちまして、事業者の皆さんの取り組みを支援していくということでございます。

【平岡臨時委員】 申しわけないが、また聞きますけれども、国交省として、例えばその影響を受ける各社の状況とか残存率とか、その辺の調査はされているんですか。例えば今回の料金が決まるという話になったときに、それに対する残存率の調査とか、影響調査とかその辺はやられているんですか。

【寺川内航課課長補佐】 そういったことにつきましては、航路維持策や利用促進などについて、地元市と県、それから事業者の皆様と国と一体となりまして協議会を進めさせていただいております。高速料金につきましては、本日、先ほど動きがあったようでございますけれども、その中で検討精査いたしまして、今後ますますそれを進めるように取り組んでいきたいと思っております。

【平岡臨時委員】 協議会ということですが、全く協議会なんて機能していないんじゃないですか。

【竹内部会長代理】 今のことにつきましてはいかがですか。

【多門船員政策課長】 事務局の立場で若干整理させていただきます。高速道路料金の設定に関する話だと承知しておりまして、基本的には交通政策審議会の領分というよりは、社会資本整備審議会が道路政策の話が発端になっております。詳しいことは我々当局ではございませんので申し上げられませんし、確定的な料金そのものについての方針、及びそういったものの詳細については、我々現時点では承知いたしておりませんので、その部分につきましては内航課なりを通じまして、情報が入った時点で必要に応じてご説明なりできようかと思っております。今日の時点では、内航課も含めての現時点でのスタンスをご説明申し上げたという理解でございます。

【平岡臨時委員】 今、課長からお話があったわけですが、道路政策については

この場にそぐわないというお話かもしれませんが、航路がなくなるということからすれば、まさに船員の雇用に直結し、雇用の問題に発展するということですので、この問題については船員政策の一環としてリンクすると私は考えておりますので、その辺のところは十分お含みおき願いたいと思います。

【多門船員政策課長】 航路の維持、事業の存続とそこで働かれる船員の雇用の表裏一体のものであるというのは私どもも理解しております。ただ、何分その基礎になる高速道路料金の設定等について、確たる話はまだ伺っておらない、さらに、その上で事業としてどういった見通しになるのかというところは、かなり慎重で丁寧な検討なりが必要である、仮にやるとすれば、我々はそういう当局ではないので申しわけないのですが、そのように考えておきまして、それも含めて私どもご意見を受けとめさせていただくということをお願いしたいと思います。

【竹内部会長代理】 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

【立川臨時委員】 お伺いとお願いうようなことで二、三点申し上げたいと思います。

先回の船員部会で独法改革についてお伺いいたしました。海技教育機構と航海訓練所の統合が検討されているということで、そのスケジュールないしは概要についてお伺いしたところでございます。まず、前回の船員部会以降の経過、ないしは進捗状況についてお伺いしたいというのが第1点目でございます。

それから、私はこの統合についていいとか悪いとか是非を問うものではないんですけども、我が国の海上物流を支える船員の教育機関の統合という観点から考えれば、この統合に関係して、関係者の意見反映とか、聴取の機会がないままに事務局案が突然出てくることがないようにお願いしたいというのが1点。

それから、同じような形といいますか、教育訓練が後退することがないように、もし統合するのであれば、関係者を含めた統合に向けた検討会の設置をお願いしたいというのが1点でございます。これはぜひともお願いしたいということでございます。

別件になりますが、第45回ないしは第46回の船員部会で、海技教育機構の定員削減について質問し、今後の対応について伺ったところでございます。先般、11月20日の海事振興連盟の総会で、業界ないしは海員組合の要請を受けまして、海事局長から

定員を380人にするという見解が述べられております。その後、ちょっと見たところによりますと、唐津とか館山のほうで定員枠が拡大されているかのように見えているわけなのですが、その後の対応についてご説明をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

【竹内部会長代理】 では、何点かご質問、あるいはお願い等がございましたので、一括してお話しできますでしょうか。

【山崎企画調整官】 海技課の山崎から回答させていただきます。

1点目のスケジュールにつきましては、前回の船員部会のご説明しましたヒアリングが10月、11月にございました。その後、12月3日に、自民党の独立行政法人特別会計委員会報告書において両法人の統合が明記されました。また、12月5日に、公明党の行政改革推進本部独法・特会改革委員会からの提言でも同様の記載があり、こちらは行革事務局へ報告されたと聞いております。12月6日に独立行政法人改革等に関する分科会が開催され、独法改革に係る報告書が出されたことは承知しているのですが、ホームページに非公表とあり、こちらは入手できておりません。ただ、年内に閣議決定すべく政府内で協議中とは聞いており、年内、つまり来週には閣議決定がなされる見込みでございます。

以上がスケジュールです。

2点目の今回の閣議決定に係る関係者の意見が——行革事務局案と解釈するのですが——反映されたかということですが、10月、11月に開催されたヒアリング（政府の行政改革推進会議の下に開かれたワーキング及び与党（自民党、公明党）の委員会）においても、航海訓練所、海技教育機構の両法人ともヒアリングに参加しております。2点目の今後の話になると思いますが、関係者を含めた検討会につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

3点目の機構の定員につきまして、ご指摘のとおり、来年度より館山海上技術学校及び唐津海上技術学校の定員をそれぞれ10名増やして40名に増員することとなりました。もともと減員前に戻す、つまり合計380名に、30名増やすことに対し、減員前に戻すのを2年がかりでと考えておまして、来年度は海上技術学校の20名、再来年度は短大の10名と今考えております。

以上です。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【立川臨時委員】 最終といたしますか、確認事項があるのですが、まず第1点目は、統合に当たり、関係者の意見反映とか聴取がないままに事務局案というのは、統合された後の姿としてどういう形になるかを、関係者というのは海技教育機構、海上技術短大、航海訓練所もありますが、業界、労使を含めて、船員の関係でございますので、雇用する側、船員になる側を含めて、そういうところの意見聴取をしていただきたい、意見反映をしていただきたいということ。そういうことがないままに、最終的な事務局案といたしますか、統合の形が決定されないようにしていただきたい。そのためには、教育訓練が後退することのないように、関係者、今言った当事者、労使も含め、統合に向けた検討会を開催していただきたい、設けていただきたいというのが趣旨でございます。そういう意味合いを含めて設置をお願いしたいということですので、それで検討をお願いしたい。要請しているということでございます。

それから、唐津と館山について、多分10名ずつ増えたと思います。来年、また10名増やすということですか。それから、短大のほうも10名増やすということですか。

【山崎企画調整官】 説明がちょっとわかりにくかったかもしれませんが、合計30名増やす形になり、来年度の定員につきましては海上技術学校、さきに申し上げた館山と唐津の10名ずつ計20名、残りの10名につきましては、平成27年度から海上技術短大で行いたいと考えております。それで、合計30名になりますが、よろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 海事局長の話では、我々が理解するところ、380に1回でいくように受け取っているのですが、そうではないということですか。

【山崎企画調整官】 局長は、「段階的に」、「2年かけて」という形でご説明させていただいたと思うのですが……。

【立川臨時委員】 そういう説明ではなかったという……、単純に380名にしますという形で……。

【山崎企画調整官】 時期は申し上げていないということは、一度にということではなく、できるところからと理解しております。

【竹内部会長代理】 このあたりは事実確認ができないのでわからないんですけども。

【竹田審議官】 定員の話なんですけれども、我々としては一遍にもとに戻したいのですが、こういう動きを始めた時期と募集をかける時期の関係がございまして、とりあえずは学校をまず20名やる、次の募集から短大のほうも10名増やす方向で、これまた

財務省と調整しなければいけないかもしれませんが、やらせていただきたいというところでございます。

【竹内部長代理】 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【立川臨時委員】 しようがないですかね。検討会のほうはいかがでしょう。

【山崎企画調整官】 こちらも回答したつもりでしたが、今後の新しい組織のあり方につきましては、ご要望を踏まえ検討させていただきたいと思います。

【立川臨時委員】 検討といいますと、先ほどの日本人の確保・育成の物理的な量といえますか、量的確保の話が1年9カ月かかってもなかなか進まないという話もございました。そういう意味では、これは時期的にいつ実施になるんですか、統合されるんですか。1年も2年も先なんですか。

【山崎企画調整官】 統合につきましてはまだ閣議決定がなされておられません。したがって、統合の時期もまだ決まっておられません。

【立川臨時委員】 そういう中で「検討」ということは、やらないに等しいという気がするのですが、統合された場合は早急に開催するとか、もっと前向きな回答をいただきたいんです。

【山崎企画調整官】 組織の見直しに係る検討は早急に行うのですが、どのような方を関係者として、どのような内容を議論するかにつきましては、やはり今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

【立川臨時委員】 ということは、まだ我々が入るといっても、労使が入るといってもご回答いただけないということでしょうか。

【山崎企画調整官】 検討会という形にするか、それぞれの関係者から意見を聴取するか、まだその形態自身も決まっておられませんので、お答えできかねるところでございますが、ご意見を述べたい旨、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

【森田臨時委員】 申し上げているのは2つなんです。1つは、突然に事務局案が出されて、それによってイエスかノーか判断してくれということのないようにしていただきたい。2つ目は、我々も含めてステークホルダーがちゃんと意見が述べられるような場を設置して、その場で検討をしましうとしていただきたいと申し上げているわけです。

【竹内部長代理】 そういう要望、お願いということですがけれども。

【多門船員政策課長】 事務局の立場でやはり整理が必要かと思えます。

先ほど説明があったとおり、これについては統合後の話が一部報道等でも出ておりま

すけれども、それ自体がまだ確たるものとして決定されたわけでもございません。その意味では先ほどの高速道路云々とも共通するものがございます。私どもとしては、それといった事実を受けての話になろうかと思っておりますので、それも含めて、本日の段階ではご意見として出されたものをご意見として受けとめたということになろうかと思っております。

【森田臨時委員】 本日段階ではそれで結構ですので、十分に承知おきをしておいていただきたいと思っております。

【竹内部長代理】 ありがとうございます。

この件につきましては、ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

では、そのほかの件につきましてはございますか。

【高橋臨時委員】 漁船の海難事故の撲滅について1件だけ述べさせていただきます。

ここ1年ちょっとの間に19トン型の近海マグロ漁船の海難事故が全損事故を含めて4件起きています。乗組員が13名亡くなって、1の方が現在もまだ行方不明という状況でございます。一番初めに事故を起こした「堀栄丸」の場合ですけれども、当時は海上がかなりしけていたこともあって、大型船のレーダーに全く映らなかったと報道されています。この4件の事故は全て大型船と19トンの近海マグロの衝突事故ということになっています。

大型船から見た場合、19トンの船ですからなかなか識別が難しいということも多分あるんだと思っております。現在、簡易型のAISが市販されております。それをつけると船の動静、存在なりをかなり確かめることができるのではないかなというようにも思っておりますので、業界にもそういうものを備えつける指導をぜひともしていただきたい。

水産庁にも申し上げているのですが、海難事故があまりにも多過ぎて、後継者確保・育成というような観点からいっても、安全な職場確保が第一だろうと思っておりますので、そういう意味では力をかけていただければと思います。ぜひともお願いしておきたいと思っております。

以上です。

【竹内部長代理】 今のご要望の件ですが、いかがでしょうか。

【黒田安全監理室長】 安全政策課安全監理室の黒田と申します。

ただいま漁船と貨物船の事故のお話がありました。去る10月25日、「堀栄丸」と大型貨物船の衝突事故について、運輸安全委員会から経過報告がござっております。その中で意見として運輸安全委員会から指摘をいただいておりますが、漁船側につきま

しては、A I S設置の普及を図る必要があるのではないか、貨物船側につきましては、漁船の操業状況の情報を例えば運輸安全委員会のハザードマップなどから入手してはどうかというご意見をいただいております。

これにつきましては、私ども意見を受け止めまして、まず貨物船側につきましては、関係の業界団体のほうに、漁船との衝突に注意すべくハザードマップ等の活用を図るようということをお願いを申し上げております。また、漁船への対応につきましては、漁業ということになりますと、水産庁も絡んでくる問題でございまして、現在、国土交通省、海上保安庁、水産庁、電波の関係がございまして総務省の4省庁でA I Sの普及対策の検討を始めたところでございます。

A I Sにつきましては、特にフルのバージョンのものですと非常に高価なものである、また、簡易型ですと十数万円台からあると聞いておりますが、一定の支出を伴うものでございますし、漁業関係者の中には漁場を知られたくないとかいろいろなお話もあるやに聞いておりますが、安全を確保するというのは重要な課題でございまして、関係省庁と十分お話をし、普及策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 漁場を知られたくないとか、機械そのものが高価だとか、そういう次元の話をしているわけではなくて、人間の命をどうするんですか、私はそれを言いたいんですよ。関係省庁で話し合いをする、そんな時間あるんですか。今だって現実に船は動いている。そういうところをもっとしっかりしてもらいたい。今、500トン以上500トン以下で規制をかけているんでしょう。それを取っ払うだけで必然的にみんな設置するようになるんです。だから、国交省にはその辺をきちんと考えてくださいと私は言っているわけです。もう少し人の命というものを大事にしてください。

【黒田安全監理室長】 ご指摘のように事故が起こりますと、人命にかかわる問題でございまして。そこは私どもも十分認識しております。その上で速やかにA I Sの普及策の検討を進めてまいりたいと考えております。

【竹内部会長代理】 この件はいかがでしょう。よろしゅうございますでしょうか。

【高橋臨時委員】 私、これを設置するまで何回も言いますから。それだけは言っておきます。

【竹内部会長代理】 この件はよろしいでしょうか。

では、ほかにはいかがでございましょうか。

【池谷臨時委員】 全日本海員組合国際局長の池谷です。国土交通省としましての情報開示のあり方について質問させていただきます。

本日の議題の海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについて、ご説明がありました。この中身については、11月21日に通達改正、その後、たしか22日においては海事局からプレスリリースが出されております。ただ、12月16日、今週頭、月曜日の一般新聞の報道におきまして、国土交通省からの記事が掲載されておりました。その内容が11月22日に出されている海事局のプレスリリースからはほど遠い内容になっているのではないかと読み取れます。そういったことから、どのような経緯、意図でこういったものが発信されたのか、聞かせていただければということで質問させていただきました。よろしく申し上げます。

【竹内部会長代理】 では、ただいまの件につきましてご回答をお願いできますでしょうか。

【春名国際業務調整官】 ご回答させていただきます。

本年12月16日に一般紙に掲載されたご指摘の記事については承知しておるところでございます。国土交通省からの報道機関への情報提供としては、従来から、求めに応じましてプレス発表資料、関係通達の写し等を提供しているところです。今般、記者さんからも同様の問い合わせがあって、その範囲で対応したところがございます。

掲載の記事について、事実誤認というか、正確さに欠ける部分があるとは考えていますけれども、そのような部分について、記事のような情報提供を行った事実はございません。また、電子版掲載の記事について、国土交通省では知り得ない個社労使の話も掲載されていることから、記者の独自取材による記事であると考えておるところでございます。

【竹内部会長代理】 というご回答ですけれども、いかがでしょうか。

【池谷臨時委員】 今のご説明の内容であれば、事実誤認が生じている記述が出されたということであれば、ここに関係する業界、他の国内の内航業者も含めて、誤解を生じやすい記述ではないかと私は受けとめましたので、あえて質問させていただいたんですけれども、そういった事実誤認があるようであれば、国土交通省としてもこれについての是正を求めるなり何なりの取り組みということは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

【春名国際業務調整官】 従来から、国土交通省において、新聞・雑誌等に掲載される

関係記事に関して、逐一抗議を行ったり、訂正を求めるということはしておりません。本件記事につきましては、プレス発表から相当の日時が経過しているということ、それから国土交通省で知り得ない話も掲載されているという独自取材の記事と考えられることから、抗議等を行うことは想定していないところでございます。

【竹内部会長代理】　　ということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

【森田臨時委員】　　いずれにしても、今のようなお話が事実としてあったわけですから、今後は情報の開示なり取り扱いについて、十分慎重を期していただきたいということとあわせて、事実誤認があったら、それについての対応策についてもちゃんと講じるような検討はしていただきたいと思います。

【竹内部会長代理】　　ということで、事務局はよろしいですか。

【春名国際業務調整官】　　事実誤認、それから正確さに欠ける部分について、関係労使等からの求めに応じまして、正誤等の事実関係確認に応じるということは可能でございますので、その場合は別途ご相談をいただければと思います。

【竹内部会長代理】　　この件につきましてはよろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがですか。ございませんか。

では、ほかにはないということでございましたら、事務局のほうに進行をお返しします。

【松澤安全衛生室長】　　次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【竹内部会長代理】　　では、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第49回船員部会を閉会にしたいと思います。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきましてどうもありがとうございました。

— 了 —